件名:豪州政府による新型コロナウイルス(COVID-19)に関するイタリアへの渡航歴のある 外国人の入国禁止措置

【ポイント】

豪州政府は新型コロナウイルス対策として、イタリアへの渡航歴のある外国人の入国禁止措置を、3月11日18時から実施する旨発表しました。

【本文】

3月11日,モリソン首相は記者会見において,イタリアにおけるコロナウィルスの感染状況に鑑み,同国からの入国禁止措置を決定し,本11日18時から実施する旨発表しました。

この措置は、イタリアに滞在(乗り継ぎ含む)していた外国人(豪州人及び永住者等を除く)が、同国を離れてから14日間、豪州に入国することを禁止するというものです。

これまで、豪州政府は同様の措置を中国本土、イラン、及び韓国に滞在歴のある外国人に対して実施していましたが、イタリアに滞在歴のある外国人に対しても同様の措置を実施することとなりました。

つきましては、在留邦人の皆様、豪州に滞在されている方、またはこれから渡航を予定されている方は、豪州への入国に当たり、上記禁止措置が実施されていることに留意し、引き続き関係機関から最新の情報を入手するよう努めてください。

豪首相府の延長発表ステートメント

https://www.pm.gov.au/media/press-conference-australian-parliament-house-act-8 豪州内務省新型コロナウィルスに関する入国規制措置

https://www.homeaffairs.gov.au/news-media/current-alerts/novel-coronavirus 豪保健省の新型コロナウィルス特設ページ

https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert

ACT保健局の新型コロナウィルス特設ページ

https://www.health.act.gov.au/public-health-alert/updated-information-about-covid-19

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

厚生労働省ホームページ (新型コロナウィルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html 日本国首相官邸新型コロナウィルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

豪外貿省の新型コロナウィルス特設ページ

https://www.smartraveller.gov.au/news-and-updates/novel-coronavirus-outbreak

豪外貿省の中国への渡航情報

https://www.smartraveller.gov.au/destinations/asia/china

豪外貿省のイランへの渡航情報

https://www.smartraveller.gov.au/search?search=iran

豪外貿省の韓国への渡航情報

https://www.smartraveller.gov.au/destinations/asia/south-korea-republic-korea

豪外貿省のイタリアへの渡航情報

https://www.smartraveller.gov.au/search?search=italy

【問い合わせ先】

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete